

# 新医薬品の薬価算定方式⑥

～キット製品～

- **キット製品：薬剤とその投与システムを組み合わせた製品**  
(医薬品を注射筒内にあらかじめ充填したもの等)

- **算定式：**

当該キット製品に含まれる薬剤について  
通常の新規収載品の算定ルールに従い  
算定される額

+

薬剤以外の部分のうちキット製品としての  
特徴をもたらしている部分の製造販売に  
要する原材料費

- **有用性の高いキット製品に対する加算：**

既収載品(キット製品である既収載品を除く。)を患者に投与する場合に比して、当該キット製品が以下のいずれかの要件を満たす場合は、上記の算定値に加算(A=5%)を行う。  
(既収載品のキット製品と比較して、キットの構造、機能に新規性が認められる場合に限る。)

- (イ) 感染の危険を軽減すること
- (ロ) 調剤時の過誤の危険を軽減すること
- (ハ) 救急時の迅速な対応が可能となること
- (ニ) 治療の質を高めること

# 新規収載後発医薬品の薬価算定方式

## 1. 後発品が初めて収載される場合

→ 先発品の薬価の0.7掛けとする。

## 2. 後発品が既に収載されている場合

→ 最低価格の後発品と同価格とする。